

「投資助言に係る契約締結前の書面」の一部改正について

下線部変更

(平成25年10月14日)

現 行	変 更 後
<p>(前 文) (省 略)</p> <p>(枠 内)</p> <p>I 報酬等について</p> <p>(1) 投資顧問契約による報酬</p> <p>当社は、シストレ24における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨(1k)毎に<u>10</u>円(税込)をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なくご負担いただきます。</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成25年9月30日</u></p>	<p>(前 文) (現行どおり)</p> <p>(枠 内)</p> <p>I 報酬等について</p> <p>(1) 投資顧問契約による報酬</p> <p>当社は、シストレ24における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨(1k)毎に<u>3</u>円(税込)をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なくご負担いただきます。</p> <p>(以後現行どおり)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成25年10月14日</u></p>